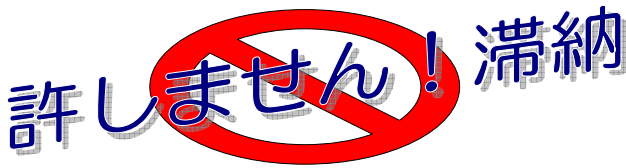


報 道 資 料



平成23年10月26日

市町村振興課 税政係 元田・津田

(内線 2253、ダイヤルイン 0742-27-8420)

税 務 課 徴収対策係 森・西川

(内線 2239、ダイヤルイン 0742-27-8365)

「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間（11月～12月）」の実施について

昨今の厳しい経済情勢の中、財政の健全化を図るためには、自主財源である地方税収の確保が必要です。また、税の公平・公正を確保するためには「滞納を許さない！」という毅然とした対応も期待されているところです。

このような状況から、特に悪質滞納者等に対する一層の徴収強化のため、毎年11月と12月を「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」に設定し、県内全市町村と奈良県が協働して一斉に徴収強化に取り組んでいます。

○ 基本的な考え方

「許しません！滞納」をスローガンに、市町村と県が協働して滞納処分等を強化することにより、自主財源と税の公平・公正の確保を目指します。

○ 主な取り組み内容

（１）協働の取り組み

①市町村と県の不動産合同公売の実施（11月7日、8日）

（詳細については、http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-21484.htm に掲載しています。）

②啓発ポスターの掲出

③共通催告書の利用

（２）各市町村・県での取り組み

①納税催告（文書催告、電話催告、面談指導）の強化

②悪質滞納者や大口滞納者への滞納処分（差押、公売）の強化

（３）広報誌や啓発ポスターによる啓発

※啓発ポスターの掲示場所

…市町村・県の関係機関、税務署、南都銀行、農協、奈良交通バス車内、
近鉄電車主要駅、ガソリンスタンドなど

平成23年11月・12月

市町村税・県税の 一斉滞納整理 強化期間

この期間、奈良県・各市町村では公平・公正を確保し、納税者の信頼を守るため、差押等を始めとした滞納整理を強化し、かつ集中的に取り組みます。

滞納 許しません！

くわしくは

市町村税…お住まいの奈良県内市町村の税務担当課、奈良県市町村振興課

県 税…奈良県各県税事務所、奈良県税務課

にお問い合わせください。

県内市町村・奈良県

【奈良県HP】

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2014.htm(市町村振興課)

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-11747.htm(税務課)